

議案第41号

さいたま市年輪荘条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市年輪荘条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市年輪荘条例の一部を改正する条例

さいたま市年輪荘条例（平成13年さいたま市条例第148号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第5条の3に規定する養護老人ホームを有する老人福祉施設として、さいたま市年輪荘（以下「年輪荘」という。）をさいたま市緑区大字中尾1404番地に設置する。	(設置) 第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第5条の3に規定する養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターを有する老人福祉施設として、さいたま市年輪荘（以下「年輪荘」という。）をさいたま市緑区大字中尾1404番地に設置する。
(定員) 第2条 [略]	(定員) 第2条 [略] <u>2 年輪荘の老人デイサービスセンター（以下「センター」という。）の利用定員は、10人とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）のうち市長が別に定めるサービスに係る利用定員については、市長が別に定める。</u>
(事業) 第3条 [略]	(事業) 第3条 [略] <u>2 センターは、次に掲げる者について、介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「地域密着型通所介護」という。）又は第1号通所事業を行う。</u>

(1) 法第10条の4第1項第2号の措置に係る者  
(2) 介護保険法の規定による、地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護又は介護予防・日常生活支援（地域密着型通所介護又は第1号通所事業に限る。）に係る介護扶助に係る者

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（地域密着型通所介護又は第1号通所事業に係るものに限る。）に係る者

3 センターは、次に掲げる者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち同条第7項に規定する生活介護に係る障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）を行うことができる。

(1) 障害者総合支援法第19条第1項の規定による介護給付費の支給決定を受けた者

(2) 障害者総合支援法第30条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより同項の規定による特例介護給付費の支給を受けることが見込まれる者

（指定管理者による管理等）

第4条 [略]

2 [略]

3 第2条第2項本文の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てセンターの利用定員を変更することができる。

（センターの休業日）

第5条 センターの休業日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（センターの利用時間）

第6条 センターの利用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、指定管理者は、必要が

（指定管理者による管理等）

第4条 [略]

2 [略]

あると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(利用の許可)

第7条 第3条第1項第2号に規定する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第8条 [略]

第9条 [略]

(利用料金)

第10条 第3条第1項第2号に規定する者がホームに入所したときは、市長が別に定める額を指定管理者に支払わなければならない。

2 第3条第2項第2号に規定するセンターの利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を、センターの利用に係る料金として指定管理者に支払わなければならない。

(1) 地域密着型通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者が定める額

(2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で指定管理者が定める額

3 第3条第3項各号に規定するセンターの利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び障害者総合支援法第29条第1項に規定する特定費用（以下「特定費用」という。）を、センターの利用に係る料金として指定管理者に支払わなければならない。

(1) 第3条第3項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額

(2) 第3条第3項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額

4 前3項に規定する利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第11条 市長は、前条の規定によりホームに入所した者又はセンターを利用する者が、天災その他特別の事由により利用料金を支払うことが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(費用等の収入)

第12条 市長は、第3条第1項第1号に規定する者への入所による養護に係る費用を指定管理者の

(利用の許可)

第5条 第3条第2号に規定する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第6条 [略]

第7条 [略]

(利用料金)

第8条 第3条第2号に規定する者がホームに入所したときは、市長が別に定める額を指定管理者に支払わなければならない。

2 前項に規定する利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 市長は、前条の規定によりホームに入所した者が、天災その他特別の事由により利用料金を支払うことが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(費用等の収入)

第10条 市長は、第3条第1号に規定する者への入所による養護に係る費用を指定管理者の収入と

して収受させることができる。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第11条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長が年輪荘の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、第3条第2号に規定する者がホームに入所したときは、市長が別に定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあつては、第6条、第7条及び第8条第1項の規定を準用する。この場合において、第6条、第7条及び第8条第1項中「指定管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

第12条 [略]

収入として収受させることができる。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第13条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長が年輪荘の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、次に掲げる使用料を徴収する。

(1) 第3条第1項第2号に規定する者は、市長が別に定める額

(2) 第3条第2項第2号に規定する者は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに掲げる額

ア 地域密着型通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で市長が定める額

イ 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で市長が定める額

(3) 第3条第3項第1号に該当する者は、障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額及び特定費用

(4) 第3条第3項第2号に該当する者は、障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額及び特定費用

2 前項の場合にあつては、第8条から第10条までの規定を準用する。この場合において、第8条、第9条及び第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項及び第3項中「利用に係る料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第14条 [略]

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。